

鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議 設置要綱

(名称)

第1条 この調整会議は、「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」（以下「調整会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 有識者や県民の意見を踏まえて、本港区エリアにおける景観・デザインに係る基本的な方向性を示す「景観形成ガイドライン(仮称)」を策定し、同ガイドラインの考え方に基づき景観・デザイン形成の取組が図られることを目的とする。

(委員)

第3条 調整会議は、知事が委嘱した委員で組織する。

(調整会議)

第4条 調整会議は、事務局が招集する。

- 2 事務局は、議事を整理する。
- 3 事務局は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、ガイドラインの策定にあたって、別途設置されている「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」へ報告し、頂いた意見について反映を図るものとする。

(規約の改正)

第5条 本要綱の改正は、本調整会議の決議によらなければならない。

(調整会議の事務局)

第6条 調整会議の事務局は、鹿児島県土木部港湾空港課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるものほか、調整会議の運営に関し必要な事項はそれぞれ、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。